

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	76,320	306,716	319,924	342,394	309,270
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,378	7,064	6,728	6,355	6,305
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		83,698	313,780	326,652	348,749	315,575
標準財政規模		8,449,326	8,470,284	8,768,098	8,902,589	8,886,693
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.99%)	(3.70%)	(3.72%)	(3.91%)	(3.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	老人保健特別会計	▲ 9,001	▲ 918	0	-	-
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	14,917	▲ 8,558	▲ 10,548	▲ 12,031	8,703
	後期高齢者医療特別会計	9,728	10,111	10,793	12,829	16,913
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
	介護保険事業特別会計(サービス勘定)	0	-	-	-	-
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		483,872	764,579	807,825	909,871	968,625
標準財政規模		8,449,326	8,470,284	8,768,098	8,902,589	8,886,693
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.72%)	(9.02%)	(9.21%)	(10.22%)	(10.89%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	297,926	376,405	382,387	374,178	345,827
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		297,926	376,405	382,387	374,178	345,827
標準財政規模		6,719,888	6,762,660	6,871,543	6,896,910	6,942,756
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.43%)	(5.56%)	(5.56%)	(5.42%)	(4.98%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 96,715	▲ 113,772	▲ 86,715	▲ 91,827	▲ 121,619
	宇美町老人保健特別会計	17,954	6,095	0	-	-
	宇美町後期高齢者医療特別会計	8,689	2,127	4,472	5,622	9,257

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	565,628	639,930	650,536	568,342	522,528
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	24,404	37,274	30,410	14,256	32,322
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		817,886	948,059	981,090	870,571	788,315
標準財政規模		6,719,888	6,762,660	6,871,543	6,896,910	6,942,756
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(12.17%)	(14.01%)	(14.27%)	(12.62%)	(11.35%)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	147,682	196,658	252,427	480,356	271,351
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		147,682	196,658	252,427	480,356	271,351
標準財政規模		6,207,848	6,263,202	6,411,417	6,368,057	6,343,516
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.37%)	(3.13%)	(3.93%)	(7.54%)	(4.27%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 85,295	▲ 36,604	▲ 68,296	▲ 47,652	▲ 79,070
	老人保健特別会計	0	0	976	-	-
	後期高齢者医療特別会計	4,721	4,865	13,821	5,631	1,976

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	712,214	710,016	740,231	727,024	703,555
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	49,398	31,686	5,758	8,885	151,498
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		828,720	906,621	944,917	1,174,244	1,049,310
標準財政規模		6,207,848	6,263,202	6,411,417	6,368,057	6,343,516
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.34%)	(14.47%)	(14.73%)	(18.43%)	(16.54%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	421,287	549,062	680,415	741,672	570,436
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,669	12,404	12,553	15,095	14,356
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		433,956	561,466	692,968	756,767	584,792
標準財政規模		7,192,723	7,304,657	7,501,407	7,734,435	7,800,876
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.03%)	(7.68%)	(9.23%)	(9.78%)	(7.49%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 80,350	▲ 183,660	▲ 172,129	▲ 36,385	▲ 110,697
	後期高齢者医療特別会計	18,096	16,745	16,687	17,663	21,068
	老人保健特別会計	11,053	5,435	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		2,855,479	2,813,266	2,976,322	3,208,037	3,058,470
標準財政規模		7,192,723	7,304,657	7,501,407	7,734,435	7,800,876
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(39.69%)	(38.51%)	(39.67%)	(41.47%)	(39.20%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	98,184	160,025	169,838	207,335	168,914
	奨学資金特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		98,184	160,025	169,838	207,335	168,914
標準財政規模		4,901,646	4,941,941	5,085,486	5,184,867	5,223,795
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.00%)	(3.23%)	(3.33%)	(3.99%)	(3.23%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,849	7,614	5,516	3,292	6,250
	老人保健特別会計	1,563	3,247	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	6,570	7,734	9,003	9,162	12,151

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	288,746	212,625	232,764	263,258	286,122
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	3,303	9,594	4,505	6,401	7,464
	農業集落排水事業特別会計	2,630	2,317	1,805	3,091	4,598
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		407,845	403,156	423,431	492,539	485,499
標準財政規模		4,901,646	4,941,941	5,085,486	5,184,867	5,223,795
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.32%)	(8.15%)	(8.32%)	(9.49%)	(9.29%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計		230,384	268,109	361,593	319,841	349,598
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	24	150	30	62	110
	相島診療所事業特別会計	1,678	2,075	1,733	1,614	3,233
合計(1)		232,086	270,334	363,356	321,517	352,941
標準財政規模		4,847,427	4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.78%)	(5.49%)	(7.05%)	(6.05%)	(6.49%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	45,713	103,360	138,778	230,391	87,720
	後期高齢者医療特別会計	4,963	7,004	3,135	2,191	1,537
	老人保健特別会計	1,165	228	1,052	-	-
合計(2)		963,861	700,164	841,347	975,407	989,686
標準財政規模		4,847,427	4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.88%)	(14.23%)	(16.34%)	(18.37%)	(18.19%)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	673,282	306,227	320,809	394,337	494,017
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道事業特別会計	1,869	1,163	882	1,603	754
	渡船事業特別会計	1,231	9,894	11,380	6,152	6,140
	公共下水道事業特別会計	2,445	1,518	1,762	18,366	46,183
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	1,107	436	193	850	394
宅地造成事業						
合計(2)		963,861	700,164	841,347	975,407	989,686
標準財政規模		4,847,427	4,920,057	5,147,949	5,307,783	5,437,872
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.88%)	(14.23%)	(16.34%)	(18.37%)	(18.19%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計		121,990	278,186	201,766	154,977	191,456
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		121,990	278,186	201,766	154,977	191,456
標準財政規模		2,551,883	2,601,207	2,678,732	2,690,192	2,707,215
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.78%)	(10.69%)	(7.53%)	(5.76%)	(7.07%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	193	11,525	76,180	57,878	8,383
	後期高齢者医療特別会計	3,738	3,520	4,024	4,060	4,967
	老人保健特別会計	10,782	8,187	0	-	-
合計 (2)		421,771	598,623	572,887	526,692	530,231
標準財政規模		2,551,883	2,601,207	2,678,732	2,690,192	2,707,215
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.52%)	(23.01%)	(21.38%)	(19.57%)	(19.58%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	260,614	285,042	281,647	285,826	298,198
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	24,454	12,163	9,270	23,951	27,227
合計 (2)		421,771	598,623	572,887	526,692	530,231
標準財政規模		2,551,883	2,601,207	2,678,732	2,690,192	2,707,215
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.52%)	(23.01%)	(21.38%)	(19.57%)	(19.58%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	469,861	624,889	531,962	606,249	629,054
	住宅新築資金等貸付事業	2,958	2,108	2,330	3,197	1,819
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		472,819	626,997	534,292	609,446	630,873
標準財政規模		7,699,466	7,731,787	7,987,444	7,983,165	8,032,912
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.14%)	(8.10%)	(6.68%)	(7.63%)	(7.85%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 144,928	▲ 32,448	▲ 162,401	▲ 205,564	▲ 231,186
	老人保健医療事業	17,676	2,217	0	-	-
	後期高齢者医療事業	18,317	15,136	13,404	3,461	22,368
	介護保険事業(保険事業勘定)	62,501	39,133	17,016	10,398	22,487
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	2,092	3,694	279	478	2,118
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業	1,095,827	972,262	1,025,156	1,090,137	1,166,800
	流域関連公共下水道事業	-	-	164,969	268,938	458,497
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	流域関連公共下水道事業	53,737	265,520	-	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,578,041	1,892,511	1,592,715	1,777,294	2,071,957
標準財政規模		7,699,466	7,731,787	7,987,444	7,983,165	8,032,912
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(20.49%)	(24.47%)	(19.94%)	(22.26%)	(25.79%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	239,885	171,571	251,216	212,446	188,139
	給食センター特別会計	6,125	8,435	6,879	3,148	3,219
	競艇施設特別会計	383,864	43,843	-	-	-
合計(1)		629,874	223,849	258,095	215,594	191,358
標準財政規模		3,452,531	3,517,252	3,674,156	3,594,913	3,636,909
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.24%)	(6.36%)	(7.02%)	(5.99%)	(5.26%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	76,391	118,160	110,851	27,758	46,929
	後期高齢者医療特別会計	1,422	5,170	5,551	6,996	4,609
	老人保健特別会計	10,174	2,686	1,215	-	-
	訪問看護特別会計	8,584	5,002	5,404	6,359	8,928
合計(2)		4,007,323	3,566,339	4,329,432	5,350,610	6,753,728
標準財政規模		3,452,531	3,517,252	3,674,156	3,594,913	3,636,909
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(116.06%)	(101.39%)	(117.83%)	(148.83%)	(185.69%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業会計	269,227	188,765	249,034	340,664	404,713
		病院事業会計	3,001,146	3,012,414	3,043,688	3,125,236	3,220,844
		モーターボート競走事業会計	-	-	654,938	1,615,621	2,864,793
法非適用企業	宅地造成事業以外	国民宿舎特別会計	10,505	10,293	656	12,382	11,554
	宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	214,771	295,535	259,389	411,865	534,476
	地域下水道事業特別会計	18,402	22,181	11,978	12,030	11,397
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		233,173	317,716	271,367	423,895	545,873
標準財政規模		5,429,343	5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.29%)	(5.73%)	(4.78%)	(7.53%)	(9.72%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	30,157	78,278	38,389	76,328	79,648
	後期高齢者医療特別会計	4,773	6,824	2,070	2,611	4,138
	老人保健事業特別会計	10,632	5,820	0	-	-
合計 (2)		419,814	490,385	489,378	770,888	1,023,456
標準財政規模		5,429,343	5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.73%)	(8.84%)	(8.63%)	(13.70%)	(18.24%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	117,217	48,237	149,967	244,014	379,326
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	23,862	33,510	27,585	24,040	14,471
合計 (2)		419,814	490,385	489,378	770,888	1,023,456
標準財政規模		5,429,343	5,541,283	5,670,345	5,624,186	5,610,953
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.73%)	(8.84%)	(8.63%)	(13.70%)	(18.24%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	273,696	302,924	366,958	402,883	348,140
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	572	626	1,068	1,497	1,872
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		274,268	303,550	368,026	404,380	350,012
標準財政規模		5,710,926	5,864,519	6,050,502	6,073,500	6,101,750
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.80%)	(5.17%)	(6.08%)	(6.65%)	(5.73%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	118,734	228,986	142,786	29,199	▲ 27,673
	老人保健事業特別会計	13,298	852	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	14,868	4,966	6,346	7,649	10,240
合計 (2)		1,365,411	1,480,311	1,455,516	1,350,529	1,179,127
標準財政規模		5,710,926	5,864,519	6,050,502	6,073,500	6,101,750
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.90%)	(25.24%)	(24.05%)	(22.23%)	(19.32%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	668,478	657,756	620,603	584,818	541,666
	下水道事業会計	275,765	284,201	317,755	324,483	304,882
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	63,393	134,290	122,167	107,183	171,005
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	1,638	1,024	817	755	806
	遠賀霊園事業特別会計	2,457	3,220	3,129	3,011	2,985
	遠賀町給食事業特別会計	121	173	106	108	113
	地域下水道事業特別会計	2,867	5,147	4,163	6,605	5,674
	遠賀町土地取得会計	2	2	1	2	2
合計(1)		70,478	143,856	130,383	117,664	180,585
標準財政規模		3,723,447	3,801,843	3,940,882	3,954,185	3,930,986
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.89%)	(3.78%)	(3.30%)	(2.97%)	(4.59%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	29,648	35,298	23,326	31,620	53,347
	老人保健特別会計	38,943	792	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,638	3,979	7,186	1,335	1,250

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	2,927	2,753	1,735	3,881	4,795
	公共下水道事業特別会計	8,685	8,598	9,562	10,186	9,698
合計(2)		154,319	195,276	172,192	164,686	249,675
標準財政規模		3,723,447	3,801,843	3,940,882	3,954,185	3,930,986
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.14%)	(5.13%)	(4.36%)	(4.16%)	(6.35%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	68,316	125,708	95,539	123,468	67,588
	住宅新築資金等特別会計	528	125	325	0	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		68,844	125,833	95,864	123,468	67,588
標準財政規模		2,548,497	2,686,013	2,767,141	2,705,600	2,666,192
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.70%)	(4.68%)	(3.46%)	(4.56%)	(2.53%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	1,813	1,334	2,094	14,574	15,043
	小竹町後期高齢者医療特別会計	321	1,792	330	2,769	581
	小竹町老人保健特別会計	6,106	2,577	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	▲ 9,567	▲ 62,471	▲ 79,946	▲ 105,437	▲ 104,185
		小竹町水道事業特別会計	115,666	118,618	116,154	124,670	117,785
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	小竹町農業集落排水事業特別会計	19	0	0	0	0
		小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計 (2)		183,202	187,683	134,496	160,044	96,812	
標準財政規模		2,548,497	2,686,013	2,767,141	2,705,600	2,666,192	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(7.18%)	(6.98%)	(4.86%)	(5.91%)	(3.63%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	89,742	70,010	73,579	117,066	122,632
	住宅新築資金等特別会計	2	12	32	28	19
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	6	7	6	4	4
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	7	7	6	5	4
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	-	-	-	-	283
合計 (1)		89,757	70,036	73,623	117,103	122,942
標準財政規模		4,252,475	4,320,224	4,472,846	4,412,305	4,428,881
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.11%)	(1.62%)	(1.64%)	(2.65%)	(2.77%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 83,792	▲ 55,202	▲ 57,904	▲ 124,488	▲ 158,774
	後期高齢者医療特別会計	1,328	876	636	641	894
	老人保健事業特別会計	8,177	▲ 354	0	-	-
合計 (2)		1,867,219	1,513,312	1,852,584	2,171,771	2,408,232
標準財政規模		4,252,475	4,320,224	4,472,846	4,412,305	4,428,881
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(43.90%)	(35.02%)	(41.41%)	(49.22%)	(54.37%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町水道事業会計	256,199	293,817	348,055	382,835	422,215
		鞍手町病院事業会計	1,264,826	855,945	1,107,135	1,369,315	1,553,910
		鞍手町介護老人保健施設事業会計	329,455	344,121	380,741	422,694	466,966
法非適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	1,269	4,073	298	3,671	79
	宅地造成事業	鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	-	-	-	-	0
合計 (2)		1,867,219	1,513,312	1,852,584	2,171,771	2,408,232	
標準財政規模		4,252,475	4,320,224	4,472,846	4,412,305	4,428,881	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(43.90%)	(35.02%)	(41.41%)	(49.22%)	(54.37%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	145,648	201,638	203,181	193,005	181,929
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	447	2,655	97	215	165
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		146,095	204,293	203,278	193,220	182,094
標準財政規模		3,332,408	3,298,430	3,382,174	3,346,806	3,276,876
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.38%)	(6.19%)	(6.01%)	(5.77%)	(5.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	97,351	147,747	16,265	11,264	4,732
	後期高齢者医療特別会計	2,292	2,263	923	1,174	1,468
	老人保健特別会計	2,669	▲ 263	57	-	-
	居宅介護サービス等事業特別会計	0	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	235,163	224,360	221,702	230,562	257,680
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		483,570	578,400	442,225	436,220	445,974
標準財政規模		3,332,408	3,298,430	3,382,174	3,346,806	3,276,876
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.51%)	(17.53%)	(13.07%)	(13.03%)	(13.60%)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	227,790	278,867	268,308	237,603	291,976
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,577	10,251	7,380	6,804	6,993
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	231,367	289,118	275,688	244,407	298,969
標準財政規模		7,163,007	7,407,119	7,726,213	7,703,158	7,657,142
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.23%)	(3.90%)	(3.56%)	(3.17%)	(3.90%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	79,819	28,411	▲ 12,459	23,803	14,426
	老人保健特別会計	28,433	5,101	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	12,733	2,989	3,590	9,581	6,041
	合計	110,985	36,501	10,930	33,384	20,467

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	27,386	22,222	27,504	83,621	156,713
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	305	427	0	-	-
	公共下水道事業特別会計	1,223	1,684	2,617	3,607	3,742
	農業集落排水事業特別会計	61	134	1,124	802	1,045
	工業用地造成事業特別会計	152,902	90,461	3,069	970	404
	宅地造成事業					
合計(2)		534,229	440,547	301,133	366,791	481,340
標準財政規模		7,163,007	7,407,119	7,726,213	7,703,158	7,657,142
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.45%)	(5.94%)	(3.89%)	(4.76%)	(6.28%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	68,486	85,530	349,578	249,581	208,672
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		68,486	85,530	349,578	249,581	208,672
標準財政規模		1,662,358	1,752,602	1,809,696	1,611,607	1,561,730
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.11%)	(4.88%)	(19.31%)	(15.48%)	(13.36%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	0	0	0	0	▲ 11,964
	後期高齢者医療	197	1,121	389	145	326
	老人保健事業	4,009	3,585	4,456	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業	1,900	543	205	656	473
合計 (2)		74,592	90,779	354,628	250,382	197,507
標準財政規模		1,662,358	1,752,602	1,809,696	1,611,607	1,561,730
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.48%)	(5.17%)	(19.59%)	(15.53%)	(12.64%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	219,326	239,336	284,479	468,230	391,718
	土地取得会計	4,187	4,188	4,187	4,188	4,194
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		223,513	243,524	288,666	472,418	395,912
標準財政規模		3,621,263	3,732,724	3,859,269	3,837,882	3,775,197
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.17%)	(6.52%)	(7.47%)	(12.30%)	(10.48%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	41,455	11,445	▲ 123	90,655	72,491
	老人保健特別会計	10,340	0	0	-	-
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		275,308	254,969	288,544	563,074	468,404
標準財政規模		3,621,263	3,732,724	3,859,269	3,837,882	3,775,197
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.60%)	(6.83%)	(7.47%)	(14.67%)	(12.40%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	大刀洗町下水道事業特別会計	0	0	1	1	1
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	172,432	194,878	186,926	172,533	185,142
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		172,432	194,878	186,926	172,533	185,142
標準財政規模		2,956,372	3,032,817	3,170,902	3,173,973	3,103,984
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.83%)	(6.42%)	(5.89%)	(5.43%)	(5.96%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	70,421	88,683	96,350	5,188	▲ 20,297
	大木町後期高齢者医療特別会計	2,113	7,038	3,520	3,359	5,024
	大木町老人保健特別会計	39	627	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	434,016	513,940	581,782	656,493	710,825
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		679,021	805,166	868,578	837,573	880,694
標準財政規模		2,956,372	3,032,817	3,170,902	3,173,973	3,103,984
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.96%)	(26.54%)	(27.39%)	(26.38%)	(28.37%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	276,533	363,110	420,250	357,317	387,413
	住宅新築資金等貸付特別会計	371	404	687	123	1,539
	広川防災ダム管理特別会計	1,611	1,041	297	1,308	1,166
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	231	47	0	-	-
合計 (1)		278,746	364,602	421,234	358,748	390,118
標準財政規模		4,176,978	4,273,642	4,472,568	4,504,977	4,478,274
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.67%)	(8.53%)	(9.41%)	(7.96%)	(8.71%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 131,546	▲ 147,534	▲ 138,211	▲ 117,861	▲ 130,244
	老人保健特別会計	13,100	11,155	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,779	4,611	5,091	5,156	5,266

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	586,437	350,332	397,733	484,952	575,994
法非適用企業	下水道事業特別会計	4,806	17,273	37,384	40,832	24,311
合計 (2)		755,322	600,439	723,231	771,827	865,445
標準財政規模		4,176,978	4,273,642	4,472,568	4,504,977	4,478,274
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(18.08%)	(14.04%)	(16.17%)	(17.13%)	(19.32%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	318,083	253,496	333,776	322,202	278,190
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		318,083	253,496	333,776	322,202	278,190
標準財政規模		3,018,263	3,088,593	3,171,050	3,118,012	3,092,045
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.53%)	(8.20%)	(10.52%)	(10.33%)	(8.99%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 2,794	▲ 116,949	▲ 125,285	▲ 102,522	▲ 174,997
	後期高齢者医療特別会計	2,947	3,344	3,679	4,173	4,392
	老人保健特別会計	3,884	0	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	322,620	365,851	378,860	370,841	379,800
		工業用水道事業会計	74,423	68,967	64,213	59,101	54,068
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計(2)		719,163	574,709	655,243	653,795	541,453	
標準財政規模		3,018,263	3,088,593	3,171,050	3,118,012	3,092,045	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.82%)	(18.60%)	(20.66%)	(20.96%)	(17.51%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	175,987	217,146	311,783	344,396	106,788
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	210	342	128	179	254
	バス事業特別会計	327	521	303	425	451
合計 (1)		176,524	218,009	312,214	345,000	107,493
標準財政規模		3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462	3,819,444
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.58%)	(5.44%)	(7.55%)	(8.65%)	(2.81%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	191,751	133,600	97,182	158,964	60,447
	後期高齢者医療事業特別会計	1,143	1,732	1,833	1,498	1,295
	老人保健特別会計	8,831	▲ 553	0	-	-
合計 (2)		563,482	598,099	714,561	833,834	526,392
標準財政規模		3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462	3,819,444
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.64%)	(14.94%)	(17.29%)	(20.91%)	(13.78%)
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	185,233	245,311	303,332	328,372	357,157
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		563,482	598,099	714,561	833,834	526,392
標準財政規模		3,847,763	4,001,727	4,131,938	3,987,462	3,819,444
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.64%)	(14.94%)	(17.29%)	(20.91%)	(13.78%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	326,282	399,063	374,763	431,464	439,641
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,216	26,306	20,514	16,408	24,657
	学校給食センター事業特別会計	58	118	30	198	1,274
合計 (1)		332,556	425,487	395,307	448,070	465,572
標準財政規模		2,482,236	2,588,469	2,704,736	2,668,110	2,622,631
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.39%)	(16.43%)	(14.61%)	(16.79%)	(17.75%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 154,971	▲ 211,475	▲ 137,305	▲ 76,264	▲ 115,113
	老人保健特別会計	33,138	34,079	0	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	1,252	1,165	950	874	1,220

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外	368,177	394,414	404,658	422,926	450,608
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	171,443	150,426	149,016	151,710	123,008
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		751,595	794,096	812,626	947,316	925,295
標準財政規模		2,482,236	2,588,469	2,704,736	2,668,110	2,622,631
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(30.27%)	(30.67%)	(30.04%)	(35.50%)	(35.28%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	876,758	965,768	1,206,191	1,352,538	1,292,143
	学校給食センター特別会計	▲ 4,522	▲ 5,237	▲ 4,577	▲ 5,174	▲ 4,758
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 651,729	▲ 634,942	▲ 617,607	▲ 604,536	▲ 593,775
合計 (1)		220,507	325,589	584,007	742,828	693,610
標準財政規模		4,952,320	5,024,417	5,143,325	4,901,899	4,704,577
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.45%)	(6.48%)	(11.35%)	(15.15%)	(14.74%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 628,197	▲ 695,289	▲ 767,966	▲ 715,339	▲ 673,435
	後期高齢者医療特別会計	1,228	2,605	2,710	2,935	3,046
	老人保健医療特別会計	▲ 4,653	▲ 274	0	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	84,758	82,635	60,449	50,843	82,414
	宅地造成事業	病院事業会計	0	100,423	194,402	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計 (2)		▲ 326,357	▲ 184,311	73,602	81,267	105,635	
標準財政規模		4,952,320	5,024,417	5,143,325	4,901,899	4,704,577	
連結実質赤字比率 (%)		6.58%	3.66%	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.43%)	(1.65%)	(2.24%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	163,065	444,723	558,020	611,535	608,345
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	16,926	26,253	43,694	14,373	23,308
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		179,991	470,976	601,714	625,908	631,653
標準財政規模		2,002,247	2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.98%)	(23.03%)	(28.29%)	(29.27%)	(29.18%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 165,139	▲ 189,628	▲ 130,155	▲ 102,802	▲ 89,560
	老人保健事業	7,921	7,476	309	-	-
	後期高齢者医療事業	1,187	1,703	3,309	790	3,045
合計 (2)		143,999	406,696	585,995	615,905	622,353
標準財政規模		2,002,247	2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.19%)	(19.89%)	(27.55%)	(28.80%)	(28.75%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	120,039	116,169	110,818	92,009	77,215
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		143,999	406,696	585,995	615,905	622,353
標準財政規模		2,002,247	2,044,347	2,126,949	2,138,193	2,164,531
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.19%)	(19.89%)	(27.55%)	(28.80%)	(28.75%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名		実質収支額				
会計名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	74,214	80,619	88,830	79,734	72,439
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 56,492	▲ 52,152	▲ 49,496	▲ 43,855	▲ 41,137
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		17,722	28,467	39,334	35,879	31,302
標準財政規模		1,506,190	1,417,755	1,461,990	1,424,102	1,381,869
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.17%)	(2.00%)	(2.69%)	(2.51%)	(2.26%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	970	125	190	6,043	20
	老人保健特別会計	1,152	0	0	-	-
	後期高齢者特別会計	27	219	140	49	103
合計(2)		24,031	33,420	43,438	45,566	34,828
標準財政規模		1,506,190	1,417,755	1,461,990	1,424,102	1,381,869
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.59%)	(2.35%)	(2.97%)	(3.19%)	(2.52%)
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		24,031	33,420	43,438	45,566	34,828
標準財政規模		1,506,190	1,417,755	1,461,990	1,424,102	1,381,869
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.59%)	(2.35%)	(2.97%)	(3.19%)	(2.52%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	662,242	688,497	1,213,687	1,277,628	985,741
	住宅新築資金貸付事業特別会計	34,098	13,943	30,803	52,395	24,703
合計 (1)		696,340	702,440	1,244,490	1,330,023	1,010,444
標準財政規模		7,365,502	7,589,818	7,864,379	7,646,418	7,556,285
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.45%)	(9.25%)	(15.82%)	(17.39%)	(13.37%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 574,862	▲ 739,516	▲ 754,601	▲ 815,068	▲ 983,501
	後期高齢者医療特別会計	3,121	3,275	3,873	7,257	2,864
	老人保健特別会計	7,549	3,464	3,557	-	-
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 201,675	▲ 249,779	▲ 272,026	▲ 296,076	▲ 333,879

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	404,860	422,140	469,675	467,633	461,213
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		335,333	142,024	694,968	693,769	157,141
標準財政規模		7,365,502	7,589,818	7,864,379	7,646,418	7,556,285
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.55%)	(1.87%)	(8.83%)	(9.07%)	(2.07%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	2,479,672	2,222,426	1,847,122	1,375,413	589,491
	土地区画整理事業特別会計	61,357	0	31,077	0	744
	住宅新築資金等特別会計	0	0	0	1,082	1,172
	京都郡公平委員会特別会計	-	-	52	83	125
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		2,541,029	2,222,426	1,878,251	1,376,578	591,532
標準財政規模		8,595,233	9,278,073	8,500,556	8,120,291	8,039,260
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(29.56%)	(23.95%)	(22.09%)	(16.95%)	(7.35%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 245,004	0	55,236	▲ 36,048	▲ 80,108
	老人保健特別会計	4,469	▲ 1,784	22	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,330	3,759	3,259	6,853	8,795
	介護保険特別会計	54,150	56,946	42,234	39,340	44,573
	介護保険特別会計(介護サービス)	5,477	3,065	2,755	2,406	4,440
合計(2)		4,562,696	4,397,500	4,112,566	3,063,751	2,457,945
標準財政規模		8,595,233	9,278,073	8,500,556	8,120,291	8,039,260
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(53.08%)	(47.39%)	(48.37%)	(37.72%)	(30.57%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	1,392,219	1,241,855	1,296,360	1,255,794	1,155,998
	宅地造成事業	下水道事業	142,364	189,685	200,419	191,896	163,740
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業	▲ 36,823	-	-	-	-
	宅地造成事業	臨空産業団地開発事業	702,485	681,548	634,030	226,932	568,975
合計(2)		4,562,696	4,397,500	4,112,566	3,063,751	2,457,945	
標準財政規模		8,595,233	9,278,073	8,500,556	8,120,291	8,039,260	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(53.08%)	(47.39%)	(48.37%)	(37.72%)	(30.57%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	625,701	916,871	933,099	1,028,908	903,914
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 180,791	▲ 173,552	▲ 167,540	▲ 162,115	▲ 157,217
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		445,674	744,083	766,323	867,557	747,461
標準財政規模		6,510,839	6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.84%)	(10.95%)	(10.72%)	(12.47%)	(10.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	33,562	4,879	67,619	68,779	71,190
	老人保健事業特別会計	0	1	0	—	—
	後期高齢者医療特別会計	7,666	3,093	1,952	3,174	3,722
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	129,089	16,148	32	110	9,677
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	73	966	3,311	4,973
合計 (2)		618,493	1,073,196	1,278,898	1,417,403	1,365,831
標準財政規模		6,510,839	6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.49%)	(15.79%)	(17.89%)	(20.37%)	(19.90%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業特別会計	—	301,634	440,875	472,435	525,031
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	566	2,385	791	879	86
	公共下水道事業特別会計	287	900	340	1,158	3,691
	簡易水道事業特別会計	1,649	—	—	—	—
合計 (2)		618,493	1,073,196	1,278,898	1,417,403	1,365,831
標準財政規模		6,510,839	6,793,075	7,147,077	6,957,035	6,860,492
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.49%)	(15.79%)	(17.89%)	(20.37%)	(19.90%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	121,537	184,170	234,398	187,351	59,134
	奨学金特別会計	796	766	1,088	6,512	5,590
合計 (1)		122,333	184,936	235,486	193,863	64,724
標準財政規模		1,821,441	1,878,992	1,973,535	1,974,458	1,954,528
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.71%)	(9.84%)	(11.93%)	(9.81%)	(3.31%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	32,520	44,155	66,657	92,455	55,240
	老人保健特別会計	16,064	925	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,374	556	2,028	2,104	2,707
合計 (2)		50,958	45,636	70,713	94,559	58,654
会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	70,648	91,822	120,641	147,191	173,044
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	15,049	15,475	18,213	15,138	9,959
合計 (2)		85,697	107,297	138,854	162,329	182,993
標準財政規模		1,821,441	1,878,992	1,973,535	1,974,458	1,954,528
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.21%)	(17.98%)	(22.44%)	(22.82%)	(15.63%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	159,120	257,723	282,302	347,093	313,834
	奨学資金特別会計	968	2,900	4,094	5,832	3,687
	住宅新築資金等特別会計	357	263	455	398	726
合計 (1)		160,445	260,886	286,851	353,323	318,247
標準財政規模		3,367,801	3,529,902	3,774,025	3,658,187	3,567,911
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.76%)	(7.39%)	(7.60%)	(9.65%)	(8.91%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	11,057	38,714	40,565	76,850	62,624
	老人保健特別会計	2,101	5,663	652	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,259	2,179	2,771	2,616	1,826
	国民健康保険直営診療所特別会計	3,873	5,719	2,177	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	565	933	953	1,103	858
	簡易水道事業特別会計	1,356	1,207	1,233	1,193	941
合計 (2)		181,656	315,301	335,202	435,085	384,496
標準財政規模		3,367,801	3,529,902	3,774,025	3,658,187	3,567,911
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.39%)	(8.93%)	(8.88%)	(11.89%)	(10.77%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等	一般会計	850,567	998,421	1,410,621	1,451,575	1,177,595
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 364,163	▲ 353,750	▲ 340,830	▲ 310,228	▲ 295,199
	奨学金貸付事業特別会計	2,345	3,185	4,245	5,479	3,674
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	32	148	23	29	29
	霊園事業特別会計	419	192	223	0	728
	合計 (1)	489,200	648,196	1,074,282	1,146,855	886,827
標準財政規模		5,882,701	6,047,135	6,325,042	6,134,907	6,019,795
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.31%)	(10.71%)	(16.98%)	(18.69%)	(14.73%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 110,970	32,692	7,446	▲ 50,646	▲ 155,756
	老人保健特別会計	20,535	1,256	0	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,376	3,715	4,198	4,721	6,200

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法適用企業	水道事業会計	102,925	122,678	127,057	127,385	150,395
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	3,638	7,021	8,326	6,856	6,439
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	14,280	13,036	13,138	14,858	10,300
	農業集落排水事業特別会計	14,232	16,358	16,628	15,312	11,863
	公共下水道事業特別会計	-	-	3,858	16,681	13,944
合計 (2)	537,216	844,952	1,254,933	1,282,022	930,212	
標準財政規模		5,882,701	6,047,135	6,325,042	6,134,907	6,019,795
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.13%)	(13.97%)	(19.84%)	(20.89%)	(15.45%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)